

お客様へのお願い

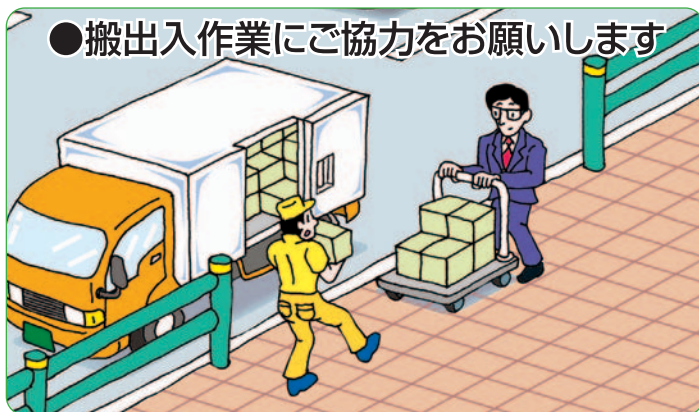
平成18年(2006年)6月1日より

違法駐車取締りが強化されます!

都市部の荷さばき作業駐車について、運送事業各社は安全確保と交通渋滞緩和を目的に、違法駐車解消への取組みを進めております。

お客様におかれましても、なお一層のご理解ご協力を切にお願いいたします。

ドライバーはトラックから離れることができなくなります。



特に路上にしか駐車できない場合は、運転者は車両を離れることができません。

車両協での搬出入立会などにご協力をお願いいたします。



同一建物内での納品場所を1箇所に集約するようお願いいたします。

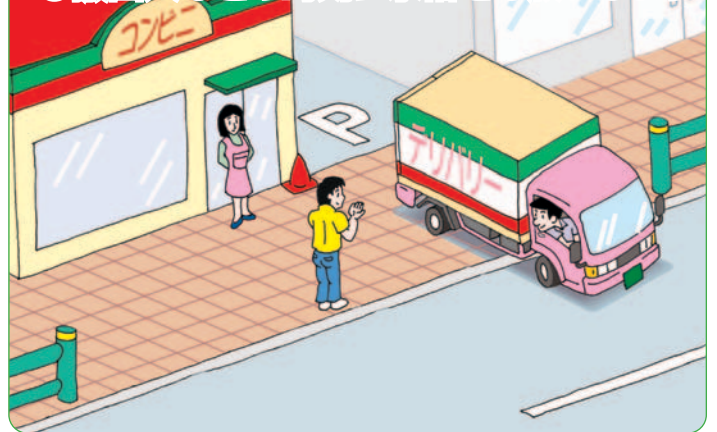
道路交通法
改正後の
違反駐車
取締りに
ついて

短時間駐車取締り強化

放置車両（違反駐車車両のうち、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの）と確認できた車両については駐車時間の長短にかかわらず取締り対象となります。

※平成18年度から、全国の主要都市で放置車両の確認作業が民間委託されます。

- 駐車場所確保にご協力をお願いします
- 搬出入などの時刻に余裕をお願いします



配送時間指定の場合や搬出入作業に時間がかかる場合は、駐車場所の確保をお願いいたします。

また、お荷物のお届けや受け取りにやむなく時間をいただくことがあります。ゆとりを持ったご依頼をお願いいたします。

**路上での荷さばきが難しくなる中、
お客様のご協力が必要となってきます!**